



令和 年 月 日

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地

酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事
氏名

酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書

下記のとおり役員に関する事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第2号の規定により、提出します。

記

- 1 酒類業組合（連合会、中央会）の名称
- 2 酒類業組合（連合会、中央会）の所在地
- 3 酒類業組合（連合会、中央会）の地区
- 4 異動事項
- 5 異動年月日
年 月 日

酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書（CC1-7113）の記載要領

- 1 この異動書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により、
 役員の氏名、住所及び資格に異動がある場合に使用してください。
- 2 この異動書は、通常総会終了の日から 2 週間以内に次の区分により提出してください。

区 分	届 出 者	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を 超える地域をその地区とする酒類業 組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1)以外の酒類業組 合で一的都道府県の区域又は一の都 道府県の区域よりも広い区域をその 地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄 する国税局長 （連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、 当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、そ の連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長）
(3)	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署 長 （酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業 組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の 所轄税務署長）